

事例番号:300460

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第三部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

1 回経産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 36 週 4 日

3:50 頃 性器出血あり

4:20 常位胎盤早期剥離疑いのため入院

4) 分娩経過

妊娠 36 週 4 日

4:35 血圧 173/116mmHg

4:42- 胎児心拍数陣痛図上、軽度遅発一過性徐脈あり

4:50 腔鏡診で凝血塊あり、超音波断層法で胎盤の肥厚を認める

5:04- 胎児心拍数陣痛図上、反復する高度遅発一過性徐脈あり

時刻不明 尿検査で蛋白(4+)

5:47- 胎児心拍数陣痛図上、徐脈、基線細変動の減少あり

6:32 常位胎盤早期剥離の診断で帝王切開にて児娩出

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:36 週 4 日

(2) 出生時体重:2558g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.71、PCO₂ 83.3mmHg、PO₂ 16.8mmHg、

HCO₃⁻ 9.9mmol/L、BE -29.9mmol/L

(4) Apgarスコア:生後1分1点、生後5分4点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク、チューブ・バッグ)、気管挿管

(6) 診断等:

出生当日 新生児仮死

(7) 頭部画像所見:

生後13日 頭部MRIで低酸素・虚血を呈した所見(大脳基底核、視床の信号異常)

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医1名、小児科医1名

看護スタッフ:助産師2名、看護師4名(内手術室2名)

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症であると考えられる。

(2) 妊娠高血圧症候群(妊娠高血圧腎症)が常位胎盤早期剥離の関連因子である可能性がある。

(3) 常位胎盤早期剥離の発症時期は特定できないが、妊娠36週4日の3時50分頃またはその少し前の可能性があると考えられる。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 妊娠36週4日の妊産婦からの電話連絡への対応(性器出血を認めたため来院を促したこと)は一般的である。

(2) 妊娠36週4日の入院後の対応(分娩監視装置装着、バイタル測定、超音波断層法による胎盤の確認、腔鏡診、血液検査、酸素投与、内診)は一般的である。

- (3) 妊産婦の症状(性器出血、腹部緊満感、下腹部痛)、超音波断層法所見(胎盤の肥厚像)および胎児徐脈より常位胎盤早期剥離と診断し、帝王切開を決定したことは一般的である。
- (4) 帝王切開決定から 54 分で児を娩出したことは賛否両論がある。
- (5) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、気管挿管、チューブ・バッグによる人工呼吸)は一般的である。
- (2) 出生後に当該分娩機関小児科に入院管理としたことは一般的であるが、児が重度な酸血症で出生しており、早期に高次医療機関 NICU への搬送を考慮せず生後 2 日まで経過をみていたことは選択されることは少ない対応である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 児が重症新生児仮死、重度酸血症で出生した場合には、高度の全身管理が可能な医療機関へ速やかに搬送することが望まれる。
- (2) 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】胎盤病理組織学検査は、胎盤の異常が疑われる場合、また重症の新生児仮死が認められた場合には、その原因の解明に寄与する可能性がある。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

保護者の意見からは、当該分娩機関の対応に対する不信、不満があると思われるので、十分な説明を行う体制を整えることが望まれる。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

- ア. 常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

イ. 新生児の低体温療法が実施できるよう体制構築が望まれる。

【解説】「日本版救急蘇生ガイドライン 2015 に基づく新生児蘇生法テキスト」では、低体温療法の適応があると考えられる新生児の蘇生に当たっては、迅速に低体温療法を行う能力のある高次医療機関へ連絡し、搬送を検討することが望まれると記載されており、低体温療法が実施できるよう体制構築が望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。